

合對抗策ヲ講ジツ、アルガ次訖ノ通り要求拒絶セ
ラル、又別紙歩明書ヲ関係従業員ニ頒布セリ目
下全本部ニ応接旗樹立中ノモノ次記ノ如シ

日本労働組合同盟

北千住第三支部 北千住第四支部

全 第五支部 橋場支部

本部第一支部 本部第二支部

全 第三支部 全 第五支部

寺島護工支部 深川支部

三工場主側ノ態度

工場主ハ前記職工側ノ要求ハ^{深川支部 寺島支部 橋場支部 全支部}対シ絶対拒絶ニ決

シ全共五日夜自ラ仮手議団本部ニ至リ

一工場ハ既ニ閉鎖セルニ付御要求ノ一切ハ回答可
致シ要無之候

二既ニ通告セシ通り解雇手当トシテ日給十四日分
ト本月廿二日全共一日迄日給ノ五分ヲ加算支給

可致候

ト記載セル回答書ヲ交付拒絶セリ

三将来ノ予測

事業主ニ対スル東京市ノ補償ノ程度ニ依リテハ早急
解決ヲ見ルナラハ天然ラサレハ労働者側ハ無産団体
憤議会深川支部等ノ応接ノ下ニ演説会ヲ開催シ或ハ
行高隊ヲ組織スル等相当方針スルモノト認メラル注

意中